

規制の事前評価書

法令案の名称：国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した米穀の購入価格を超える価格での譲渡の禁止

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☒廃止

担当部局：農林水産省 農産局 企画課

評価実施時期：令和 7 年 1 2 月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ スーパーマーケット等における米の店頭価格が高止まっている状況を踏まえ、国民に対して安価で安定的に米を供給することを目的として政府備蓄米の売渡しを実施していることに鑑み、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号。以下「国安法」という。）第 26 条第 1 項に定める生活関連物資等として、国民生活安定緊急措置法施行令（昭和 49 年政令第 4 号。以下「政令」という。）において「米穀」を指定し、米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した米穀の購入価格を超える価格での譲渡を禁止する措置を令和 7 年 6 月に講じたところ、当該措置を廃止するもの。
- ・

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 当該規制については、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ（国安法第 26 条第 2 項）、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは規制を解除する必要がある。
- ・ 令和 7 年産米の生産見通しは需給見通しで 748 万トンと前年比で約 67 万トン増加し、直近 10 年程度で最大になる見込みであることや、本年 11 月末時点の民間在庫量が 329 万トンと、おおよそ平年並みまで回復するなど、需給状況は緩和傾向である。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 国安法第 26 条第 1 項の政令で指定する生活関連物資等として米穀を指定し、米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した米穀の購入価格を超える価格での譲渡を禁止する措置を廃止するもの。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 本規制廃止により、法第 26 条の趣旨に反する状態及び強力な私権の制約が解消される。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 廃止により顕在化する負担は発生しない

<行政費用>

- ・ 特に無し

<その他の負担>

- ・ 特に無し

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☒遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐その他

(具体の理由：)

<関連する会合の名称、開催日>

<関連する会合の議事録の公表>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

<上記以外の法令案>

- ・ 事前評価書の作成から5年後に事後評価を実施することから、令和12年度までに事後評価を実施予定。